



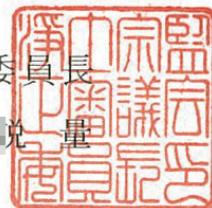
浄監発第129号

平成11年7月29日

松本博二殿

浄土宗監正審議会委員長

■■■■



通 知

平成10年5月8日付貴殿からの、月照寺兼務住職■■■■■を被申立人とする調停申立てについて慎重に調査検討した結果、貴殿は、宗綱の第六章に掲げる当該寺院の檀信徒の条件について■■■■■に確認したところその条件を満たしておらず、したがって、監正審議会規程第40条に定める調停当事者とは認められない。

よって、本件の申立ては不採択としたので監正審議会規程第42条2項により通知する。

以 上